



北から南から～各地区の活動～

交通安全協会は交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。

私たち約4,000人のボランティア活動は皆様の会費で支えられています。悲しい交通事故を1件でもなくすため、私たちの活動にご協力をお願いします。

- 交通安全の広報啓発活動
- 交通安全イベント・フェスタ等の開催
- 幼児から高齢者まで対象の交通安全指導
- 新入園児、新入学児童への交通安全教材等の提供
- 優良運転者・交通安全功労者(団体)等の表彰
- 交通事故無料相談【電話・面接(弁護士等)相談】

わたしは三重県交通安全協会のシンボルマスコット“ストッピー”です



後輪にも反射材を取り付けます。



四日市北地区

買い物客に反射材の取り付け活動

自転車事故が多く発生しています。安全利用をお願いします。



熊野地区

自転車の安全強化日の活動

自転車横断帯を使い安全運転して下さい。



四日市南地区

交通安全の日「イエローホイッスル作戦」の実施

自転車に乗る時には必ず後ろも確認して安全に乗りましょう。



鳥羽地区

小学校での自転車交通安全教室の開催

私たち三重県交通安全協会は

悲惨な交通事故を1件でもなくしたい! そんな思いで活動をしています

悲惨な交通事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは私たちが願う切実な願いです。私たち三重県交通安全協会は一件でも交通事故をなくし、一人でも多くの命を守るための活動をボランティアの方々と日々行っています。



(一財)全日本交通安全協会作成による交通ルールの遵守・マナーの向上等のためのロゴマークです。

(一財)三重県交通安全協会

交通安全みえ

2020/盛夏号 No.217

発行所

(一財)三重県交通安全協会

三重県交通安全活動推進センター
(三重県公安委員会指定)

〒514-0004 津市栄町1-954
三重県栄町庁舎5F
TEL 059-228-9636
URL <http://www.mie-anky.com/>



自転車に 乗った時から運転者
交通ルールを守って、事故防止を

運転中の携帯電話 やめましょう!

自転車運転中の携帯電話使用は、片手運転となってふらついたり、運転に必要な交通の音を聞く事ができず、周りの状況への注意がおろそかになり交通事故を起こす可能性が高くなりとても危険です。



通話や操作



イヤホーンの使用

三重県では平成23年4月1日から

自転車運転中の携帯電話での通話やメールなど禁止

罰則 5万円以下の罰金

と、なっています。

「ながら運転」はやめましょう!

交通安全協会の活動は、会員の皆様からのご支援・ご協力により支えられています。

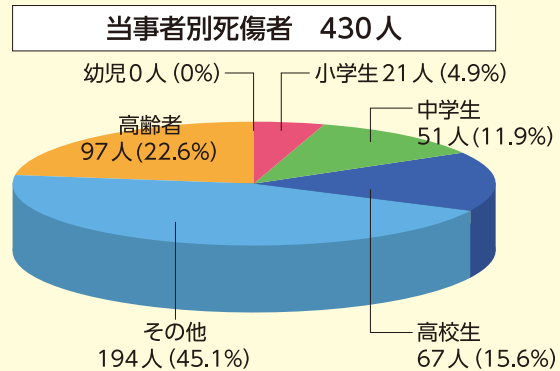


自転車の交通事故

自転車は、免許証が不要で保管場所も容易に確保でき、購入費用や維持費は安価で環境にやさしいなどの理由で、身近な交通手段として子供から高齢者まで幅広く多くの人に利用されています。しかし交通ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。自転車の正しい交通ルールとマナーで安全運転に努めましょう。

三重県内の自転車の事故件数

	令和元年	平成30年
人身事故件数	426件	531件
死者数	6人	14人
負傷者数	424人	511人



事故原因別人身事故 430件

※自転車同士の事故4件を重複計上

- 安全確認不足によるものが半数を占める。
- 一時不停止(止まらない)も散見される。
- 通学通勤、買い物等の利用時が半数以上。

安全のため、ヘルメットを正しく着用しましょう!

ルールを守って 正しく乗りましょう!!

自転車安全利用五則

自転車は道路交通法では、自動車と同じ「車のなかま」です。車と同様の交通ルールの遵守が求められます。

※当協会のHPから動画でも見れます。



2 車道は左側を通行



車道はもちろん、路側帯も左側を通行しましょう。

路側帯のある道路では、進む方向の左側の路側帯を通行することもできます。

4 安全ルールを守る

傘・携帯電話・イヤホン・ヘッドホンを使いながらの運転は危険です。



二乗り、並進の禁止、飲酒運転、無灯火、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



自転車は「軽車両」です。原則として車道を通行しましょう。

13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者等は、歩道を通行できます。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する際は、歩行者に注意してすぐに停止できる速度で運転しましょう。



左記の標識がある歩道は通行できますが、歩行者の妨げになるときは、一時停止します。

5 子どもはヘルメットを着用

子どもが運転するとき、乗せるときはヘルメットを着けましょう。

水平 耳がマの中央



あごひもは緩すぎると、効果がありません。



第17回 交通安全「俳句」・「川柳」・「スローガン」作品コンクール開催のお知らせ!

三重県交通安全協会では、多くの皆様に交通安全意識を高めていただく機会になるよう、そして、そうした意識の広がりが交通事故の防止に繋がることを願って、第17回交通安全「俳句」「川柳」「スローガン」作品コンクールを次のとおり開催いたします。

■募集部門

- 一般の部 ・交通安全俳句・川柳
- 学生の部(小中高) ・交通安全スローガン

■募集期間

令和2年6月1日(月)～9月4日(金) 必着

※流行語や社会情勢を盛り込んだ世相を反映するユーモアに富んだ作品の応募も可です。

■応募要領

- 1 応募資格は、三重県内在中者又は三重県内在勤者及び同在学者とし、交通安全協会の会員・非会員を問いません。
- 2 応募作品は、交通安全に関するものとし、お一人3句までとします。
- 3 応募用紙(作品)には「俳句」「川柳」「スローガン」のいずれかを必ず明記していただくほか、氏名、住所、年齢(学生は学校名と学年を明記)及び電話番号を記載してください。
なお、氏名はペンネーム可(一般の部のみ)としますが、応募者ご本人との連絡に必要ですので、本名を必ず明記してください。
- 4 応募方法は、応募用紙又はハガキを郵送していただくか、FAX・Eメールで送信してください。

【作品送付先】

〒514-0004 津市栄町1丁目954
(三重県栄町庁舎内) 三重県交通安全協会 安全対策課
(FAX) 059-224-0365 (Eメール) : mieanky@topaz.ocn.ne.jp

【お問い合わせ】

- 三重県交通安全協会 安全対策課 059-228-9636
- 各地区交通安全協会

詳しくは三重県交通安全協会のホームページをご覧ください



おしらせ

運転者会員の特典 会員の店2020

会員の店2020が新しくなりました。三重県地区の中には、ドライブに便利な協賛店様を掲載してあります。詳しい情報はパソコンやスマートフォンから検索してください。



会員の店 検索

スマートフォンからバーコード読み取り
<http://www.mie-ankyousei-mise.com/>

<http://www.mie-ankyousei-mise.com/pc/default.aspx>

みえあんきょうプレゼント こうつうあんぜんクイズ

◆もんだい

自転車のブレーキは、時速10キロメートルのとき、ブレーキをかけてから●メートル以内で止まれるものでなければなりません。次のうちどれでしょう。

- ① 3m
- ② 5m
- ③ 8m

クイズの答えと応募者の住所、氏名、年齢、連絡先をハガキに書いて

〒514-0004 津市栄町1丁目954
三重県栄町庁舎内5F
(一財) 三重県交通安全協会

へご応募ください。

※正解者の中から抽選で20名様に上記の景品をプレゼント。当選者は商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募締め切り2020年6月末日必着

*「解答」は中秋号に掲載します。

